

令和3年度（令和4年度採用）修学生のマッチング方法（案）について
（医師臨床研修連絡協議会案）

令和2年度 マッチング対象修学生：49人（うち地域枠39人）

- ・各臨床研修病院の修学生採用枠については、上限のみを設定する。
- ・当該上限については各病院が希望した数について協議することとする。
- ※各病院は、修学生の採用希望順位の提出時に、「面接等結果を踏まえた修学生受入希望数」を併せて提出する。
- ・各病院の採用枠（上限）の合計がマッチング対象修学生の人数に満たない場合は、調整するものとする。【R2年度：93枠（内医師不足地域65枠）】
- ・修学生事前マッチングでアンマッチとなった修学生がいる場合は、「マッチした修学生数が修学生採用枠（上限）に満たない病院名」を、県から当該修学生に情報提供する。



令和3年度 マッチング対象修学生：47人（うち地域枠39人）

（案）基本的には令和2年度と同様の方法とする。

令和2年度と異なる点については以下のとおり。

【令和2年度からの変更点】

医師臨床研修制度の改正により導入される「地域密着臨床研修病院」及び「基礎研究医プログラム」について

- それぞれの制度を活用し、令和4年度からの研修開始を予定している病院は、修学生事前マッチングよりも早い時期（令和3年5月頃）に当該制度に係るプログラムについて採用試験を実施する必要がある。
- 当該病院及び採用された修学生については、以下のとおり取り扱うこととする。
 - ・地域密着型臨床研修病院として修学生を採用した病院は、その人数分を減らした修学生採用枠（上限）で修学生事前マッチングを行う。
 - ・基礎研究医プログラムに修学生を採用した病院については、その後の修学生事前マッチング時も修学生採用枠（上限）は減らさない。
 - ※基礎研究医プログラムの定員は、マッチング定員の外数として設定するため。
 - ・いずれの制度においても、採用になった修学生については、修学生事前マッチング及び医師臨床研修マッチング協議会の実施するマッチングには参加しない。

医師臨床研修制度の改正により導入される新制度について

1 地域密着型臨床研修病院の認定

(1) 制度概要

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・最短で手続きを行った場合、<u>R4 年度研修開始</u>。 ・地域医療に従事することを重視する研修医を対象とした研修プログラム（地域医療重点プログラム）を設ける。 ・当該プログラムの定員の一部又は全部については、<u>医師臨床研修マッチング前に募集及び採用を行うことができる</u>（下記②参照）。
対象医師	地域医療に従事することを重視する研修医（修学生に限らない） ※ <u>下記②「地域枠等限定選考」については、県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者（修学生）のみ対象。</u>
募集定員	①地域医療重点プログラムの全体の定員 ・病院の募集定員内で設定。 ②地域枠等限定選考（5月頃実施）の定員（①の内数） 県全体：県において臨床研修中に従事要件が課されている者の2割以内。 （10名程度） 各病院：各病院の募集定員の2割又は5名の少ない方。 ※各病院の地域枠限定選考の定員の合計は、上記の県の募集定員を上限とする。
メリット	病院は、修学生事前マッチング前に修学生の採用が可能。

【参考】地域医療重点プログラムの認定要件

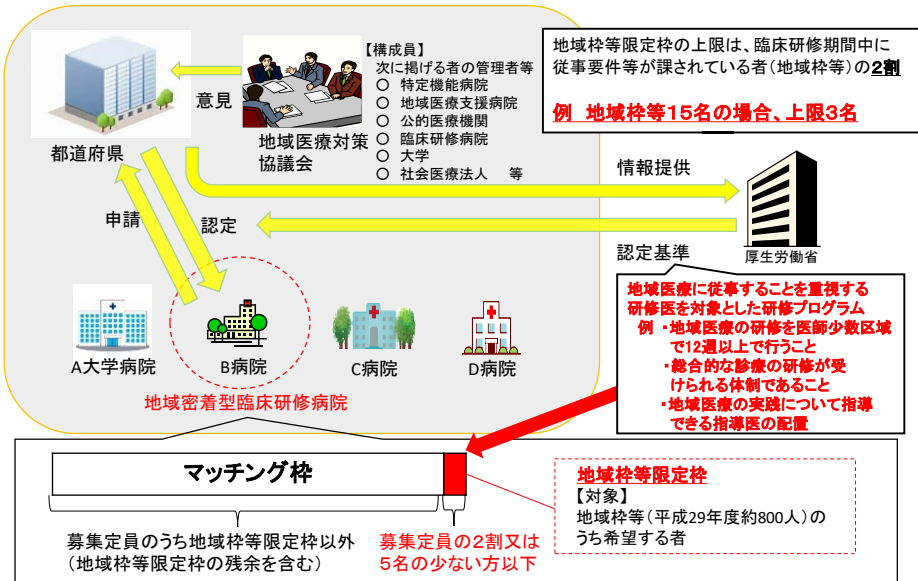
当該病院の研修体制が充実していると認められること、医師少数区域における地域医療の研修期間が12週以上であり、臨床研修修了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること、地域医療の実践について指導できる指導医が配置され、勤務体制上指導時間を十分に確保できること等が満たされていることを確認すること。

(2) スケジュール（令和4年度に研修を開始する場合）

「地域密着型臨床研修病院」の認定を希望する病院は、研修開始の前々年度の10月31日までに都道府県へ申請書を提出する。

R2年 10月	病院から県へ申請書の提出締切
R3年 3月	認定の可否及び募集定員について、本協議会総会で協議後、地域医療対策協議会で協議。
4月	県が募集定員について当該病院へ通知。
5月	地域枠等限定選考の実施
6月	医師臨床研修マッチング参加登録開始（上記選考で採用された者は不参加）
R4年 4月	研修開始

地域密着型臨床研修病院における地域枠等限定選考（イメージ）



「地域枠等限定選考」に係る施行通知文書の規定（平成31年3月29日医政発0329第23号）（抄）

5 臨床研修病院の指定の基準

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

(キ) **都道府県知事が次の手続きを行うことを条件に認定した基幹型臨床研修病院（以下「地域密着型臨床研修病院」という。）は、地域医療に従事することを重視する研修医を対象とした研修プログラム（以下「地域医療重点プログラム」という。）を設けることができること。**

① 地域密着型臨床研修病院の認定を希望する基幹型臨床研修病院の開設者は、地域医療重点プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、申請書を当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。

② 申請書には、当該病院の地域医療重点プログラムを添付すること。

③ 都道府県知事は、①の申請が適当と認める場合、当該プログラムの研修医を募集する年度の前年度末までに地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、当該病院を地域密着型臨床研修病院と認定すること。

④ ③の認定に当たっては、当該病院の研修体制が充実していると認められること、**医師少数区域における地域医療の研修が12週以上であり、臨床研修終了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること、地域医療の実践について指導できる指導医が配置され、勤務体制上指導時間を十分に確保できること等が満たされていることを確認すること。**

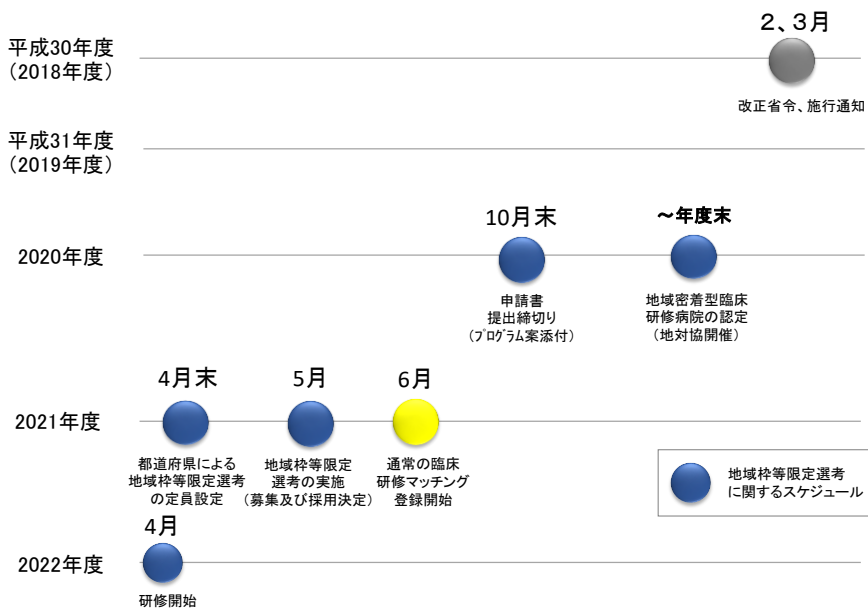
⑤ 地域医療重点プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、**当該病院の募集定員の2割又は5名の少ない方の定員分は、当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者を対象として、医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチング前に行うこと（以下「地域枠等限定選考」という。）ができること。**

⑥ ⑤の当該都道府県内の**地域枠等限定選考できる募集定員の合計は、当該都道府県において臨床研修中に従事要件等が課されている者の2割以内とすること。**

⑦ 都道府県知事は、認定した地域密着型臨床研修病院が、前述④の基準に適合しなくなったときは、当該認定を取り消すことができること。

⑧ 都道府県知事は、地域密着型臨床研修病院を認定したとき又は当該認定を取り消したときは、その旨を厚生労働大臣に通知すること。

地域枠等限定選考におけるスケジュール(イメージ)



2 基礎研究医プログラム（県内では筑波大学附属病院のみ対象）

(1) 制度概要

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・最短で手続きを行った場合、R4年度研修開始。 ・臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム。 ・募集及び採用は、医師臨床研修マッチング前に行うことができる。
対象病院	直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院（本院に限る）➡県内では 筑波大学附属病院のみ該当 。
対象医師	基礎医学に意欲があり、基礎医学系の大学院に入学する医師
募集定員	県 臨床研修部会において設定される「都道府県別基礎医定員枠」 ※県の募集定員の上限
	病院 1病院につき原則1名。特定の基準を満たしている場合、最大5名。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・病院はマッチング前に学生の採用が可能。（修学生については、修学生事前マッチング前に採用可能） ・医師は大学院での基礎研究と医師臨床研修を両立できる。

【参考1】基礎研究医プログラムの設置要件

- (i) プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと。
- (ii) 選択研修期間に、16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する期間を用意すること。
- (iii) 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと。
- (iv) 臨床研修後、4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、研修管理委員会に提出すること。
- (v) 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること。

【参考2】募集定員設定に係る基準

- 以下の基準を 全て満たしている場合 : 最大5名
 1つ基準を満たしていない場合 : 最大3名
 3つ以上基準を満たしていない場合 : 0名
- (i) 基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者（医師）が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
 - (ii) 当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
 - (iii) 論文指導を行う環境があり、学会発表の機会が用意されている。
 - (iv) 年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本研究開発機構（AMED）対象事業の予算の合計が8,000万円を越えていること。
 - (v) 基礎医学分野で Impact Factor 15以上の論文が過去3年間にある。

(2) スケジュール（令和4年度に研修を開始する場合）

プログラムを設置する病院は、研修開始の前々年度の10月31日までにプログラム設置に関する届出書を都道府県へ提出する。

R2年10月	病院から県へプログラム設置に関する届出書の提出締切
11月	県から厚労省へ届出内容について情報提供
12月	臨床研修部会において、「都道府県別基礎医定員枠」の設定
R3年3月	「基礎医定員枠配分」及び募集定員について、本協議会総会で協議後、地域医療対策協議会で協議。
4月	県が募集定員について当該病院へ通知。
5月	「基礎研究医プログラム」の選考の実施
6月	医師臨床研修マッチング参加登録開始（上記選考で採用された者は不参加）
R4年4月	研修開始

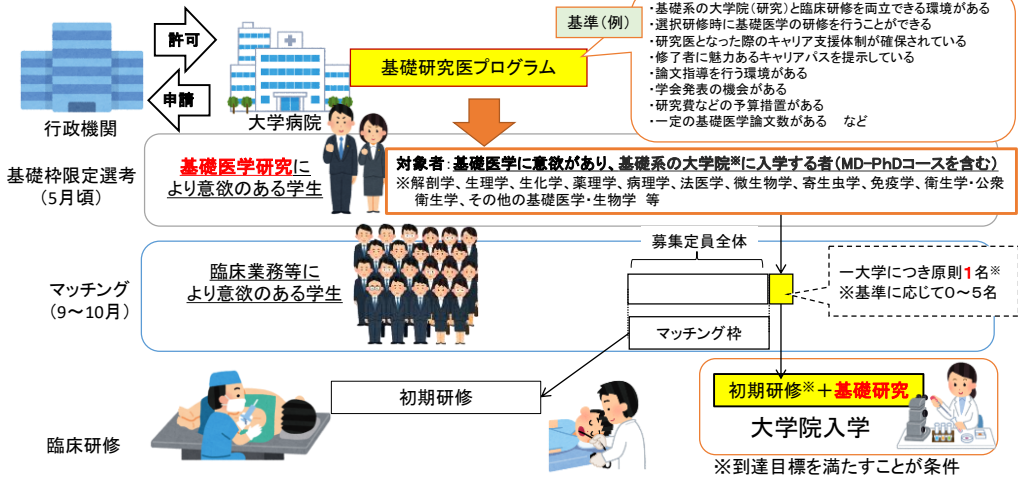
基礎研究医プログラムのイメージ

現状と課題

- 基礎医学系の大学院博士課程入学者に占める医師免許取得者の割合が低下
- 基礎医学論文数は、国際的にみて日本は低調であり、**基礎研究分野の国際競争力は相対的に低下傾向**。
- 基礎医学研究を行う医師であっても、**診療(健康診断等を含む)を行う場合は、臨床研修を修了する義務**がある。
- 臨床研修病院の募集定員については、**基礎医学に従事する予定の医師も含め設定**されている。

対応案

- 基礎医学に従事する医師を対象に、臨床研修と基礎研究を両立するための**基礎研究医プログラムの設置**
- 基礎研究医プログラムの定員については、**一般のマッチング枠・募集定員とは別枠で設置**

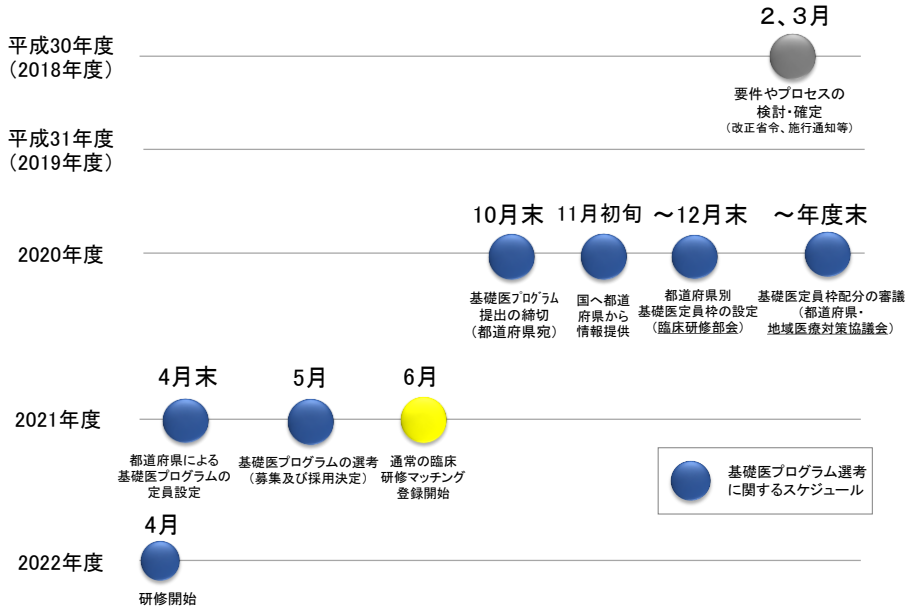


「基礎研究医プログラム」に係る施行通知文書の規定(平成31年3月29日医政発0329第23号)(抄)

5 臨床研修病院の指定の基準

- ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有していること
- (ウ) **過去直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院(本院に限る)は、次の手続きを行うことを条件に**、基礎医学に意欲があり、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム(以下「**基礎研究医プログラム**」という。)を設けることができること。
- ① 基幹型臨床研修病院の開設者は、基礎研究医プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年の10月31日までに、プログラム設置に関する届出書(様式7-2)を当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
 - ② 基礎研究医プログラムは次に掲げる設置要件を満たすものであること。
 - (i) プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと。
 - (ii) 選択研修期間に、16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する期間を留意すること。
 - (iii) 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと。
 - (iv) 臨床研修後、4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、研修管理委員会に提出すること。
 - (v) 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること。
 - ③ 届出書には、当該病院の基礎研究医プログラムと②の要件及び⑤の基準を満たしていることを証明する書類を添付すること。
 - ④ 都道府県知事は、①の届出内容を提出のあった年度の11月30日までに厚生労働大臣に情報提供すること。
 - ⑤ 基礎研究医プログラムの届出に当たり、**募集定員は、原則1名とするが、当該プログラムを実施する施設が次の基準を全て満たしている場合は最大5名まで、1つ基準を満たしていない場合は最大3名まで、3つ以上基準を満たしていない場合は0名とする。**
 - (i) 基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者(医師)が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
 - (ii) 当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
 - (iii) 論文指導を行う環境があり、学会発表の機会が用意されている。
 - (iv) 年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本研究開発機構(AMED)対象事業の予算の合計が8,000万円を越えていること。
 - (v) 基礎医学分野でImpact Factor 15以上の論文が過去3年間にある。
 - ⑥ 都道府県知事は、当該プログラムの研修医を募集する年度の4月30日までに地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、当該プログラムの募集定員を定め、当該病院に通知すること。
 - ⑦ 当該プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、医師臨床研修マッチング前に行うことができること。

基礎研究医プログラムの採用イメージ (2022年度分)



令和3年度(令和4年度採用)修学生のマッチング登録までの流れについて(案)

